

◎新潟県告示第346号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所
株式会社三条中央青果卸売市場
新潟県三条市上須頃4840番地17
- 2 地方卸売市場の名称
地方卸売市場株式会社三条中央青果卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県三条市上須頃4840番地17
青果物
- 4 認定年月日
令和2年3月17日
ただしこの認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。